

いわき常磐もの魅力体験事業業務委託仕様書

1 委託業務名

いわき常磐もの魅力体験事業
(市予算名：常磐ものブランド力強化発信事業)

2 事業目的

東日本大震災による原発事故後、福島県産水産物の購入をためらう消費者の割合は徐々に減少傾向にあるが、国内でも福島県産品の購入をためらう層が依然として根強く残り、加えて諸外国・地域においても輸入規制をはじめとした風評が残るなど、他の产地には無い障壁の払拭が課題となっている。

令和5年にA L P S処理水の海洋放出が開始され、廃炉作業が完了するまで処理水の放出や燃料デブリの取り出し等前例のない困難な取組が長期にわたり続くことから「いわき常磐もの」が安心安全で美味しいものであることをより多くの人に認知してもらい、本市水産物のさらなる消費・販路拡大を図り、風評に負けないブランド化を推進することを目的とし、福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援【地域魅力向上・発信支援】）を活用して、「いわき常磐もの」の主力商圈である首都圏等において、「いわき常磐もの」の美味しさ等をPRするとともに、復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の発信と地域の魅力の発信を併せて行うもの。

【参考】地域情報発信交付金とは

福島再生加速化交付金のうち、福島定住等緊急支援の一つとして令和3年度から創設された交付金で、福島県外に対して、復興・創生に向けた取組や食品等の安全性等の発信と地域の魅力の発信を併せて行う取組を支援することにより、地域が主体的に情報発信できる体制を整えるとともに福島県の原子力災害に起因する風評の払拭を図り、福島の復興・再生を加速化させることを目的とするもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

4 定義

この仕様書において、「いわき常磐もの」とは、「いわき市内の漁港で水揚げされた魚介類」または「いわき市内で加工された水産加工品」とする。

また、首都圏とは「いわき常磐もの」の大消費地である東京・神奈川・千葉・埼玉の1都3県とし、関西圏とは大阪・京都・兵庫の2府1県とする。

5 委託業務の内容

(1) 飲食店を活用したレストランプロモーション

① 事業内容

気軽に利用できるレストランや居酒屋等において、「いわき常磐もの」を使用したオリジナル料理を開発し、提供を行う。

期間中常時最低3品以上提供できる状態とする。なお、食材の仕入れや商材等に関するところは、受託者が対応するものとする。

また、フェアメニュー表やデジタルサイネージ、飲食店ホームページの活用や給仕人（ホールスタッフ）を対象とした「いわき常磐もの」の魅力等を伝える研修を実施し、店内外で「いわき常磐もの」に関するPR及び安全性の発信を行う。

② 実施期間

令和9年2月28日までの期間中延べ80店日以上（定休日・休業日を除く）

※ 1店舗で1日プロモーションを行った日を1店日とカウントし、総計80店日を実施期間の下限として行うこと。

③ 実施店舗

首都圏のレストラン等2店舗、関西圏のレストラン等2店舗とし、「いわき常磐もの」の安全性や魅力を顧客に丁寧に伝えられる店舗を選定して実施する。

（安定的な供給が見込める場合、それぞれ2店舗以上の実施も可とする。）

④ その他

ア SNS等による情報発信をフェア中に行い、集客力向上を図る。

SNS等による発信回数は延べ8回以上とする。

イ いわき市産の食材を使用した「いわき常磐もの」料理の提供

「いわき常磐もの」をメイン食材として、いわき市産の食材（いわき野菜、Iwaki Laiki等）をあわせて使用した料理を1品以上開発し、提供する。

ウ レストランプロモーション期間中の来店者数

首都圏及び関西圏の飲食店を活用したプロモーション期間における合計来店者数は2,000人以上とする。

(2) バイヤー招聘試食商談会の開催

① 実施概要

仕入れの決定権を有するバイヤーをターゲットとした試食商談会を実施する。

生産者や卸売業者等とバイヤーの仲介を行うとともに、商談成約率を高められるよう事業者の営業資料の作成アドバイスを行う等、効果的な営業活動に繋げることで、さらなる販路拡大及び安定流通を図る。

② 開催場所

開催場所は東京とし、商談成立や継続的な取引に繋がる成果を挙げられる場所を選定して開催する。

③ 参加バイヤー

対象とするバイヤーは首都圏及び関西圏のスーパーマーケット等と取引実績がある者とする。

なお、参加バイヤー数は40名以上とする。

④ 商談成立目標数

参加バイヤー 5 社以上と継続的な流通体制を構築する。

⑤ その他

ア 開催は、商談成立や継続的な取引に繋がる成果を最大限に挙げられる時期とする。

イ 開催会場施設の借用手続きや試食品等の準備、運営スタッフの手配に関しては、受託者が対応するものとする。

(3) スーパーマーケット等でのフェア開催及び常設売場の設置

① スーパーマーケット等でのフェア開催

ア 実施概要

スーパー・マーケット等を活用し、これまで本市が実施した試食商談会、又は令和 8 年度に実施予定のバイヤーを招聘した試食商談会で「いわき常磐もの」に興味を示したバイヤーが関係する首都圏及び関西圏のスーパー・マーケット等で「いわき常磐ものフェア」を実施する。

イ 実施期間

フェアは年 2 回（秋・冬）とし、令和 9 年 2 月 28 日までの期間中延べ 18 店日以上開催する。

1 店舗で 1 日フェアを行った日を 1 店日とカウントし、総計 18 店日を実施期間の下限として行うこと。

ウ 実施店舗

首都圏、関西圏のスーパー・マーケット等 3 店舗とし、「いわき常磐もの」の安全性や魅力を消費者に丁寧に伝えられる店舗を選定する。

（スーパー・マーケット等には、百貨店、専門店を含む。）

（3 店舗以上の実施も可とするが、安定的な供給を意識した店舗数とすること。）

エ 販売商品

「いわき常磐もの」（鮮魚・冷凍・加工品・惣菜等）

オ 期間中「いわき常磐もの」販売点数または販売数量

販売点数 600 点以上または販売数量 150 kg 以上

カ その他

- 販売する商品は、「いわき常磐もの」ロゴマークのある商品を取り扱う。ロゴマークがない商品については、「いわき常磐もの」ロゴシールを受託者が貼付して陳列する。

なお、商品貼付用ステッカーの制作も含めた業務委託とし、制作費用は事業費内で対応する。

- 商品の仕入れやスタッフ、会場、設備機器、商材等の準備に関しては、受託者が対応するものとする。

・ 推奨販売員の配置

「いわき常磐もの」の魅力や価値を消費者に直接伝えることができる推奨販売員を期間中延べ 9 名以上配置する。

なお、販売員については、訴求効果を高めるため安全性や魅力、特徴等に関する研修を実施すること。

- ・ フェアを実施する店舗のうち、訴求効果の高い店舗において、実演販売や解体ショーエンジニア等、集客、購買に繋がるインストアプロモーションを期間中2回以上実施する。
- ・ SNSによる情報発信をフェア開始時に2回以上行い、集客力向上を図る。

② 首都圏のスーパーマーケット等フェア開催店舗での常設売場の設置

ア 実施概要

継続したPRができるよう「いわき常磐ものフェア」を開催する首都圏のスーパーマーケット等に常設売場を設置し、認知度向上や安定的な流通の確保を図る。

イ 実施期間

令和9年2月28日までの期間中延べ120店日以上とし、連続または単発開催のいずれも可とする。

ウ 実施店舗

首都圏のスーパーマーケット等1店舗

(スーパーマーケット等には、百貨店、専門店を含む。)

エ 販売商品

「いわき常磐もの」(鮮魚・冷凍・加工品・惣菜等)

オ 期間中「いわき常磐もの」販売点数または販売数量

販売点数400点以上または販売数量100kg以上

カ その他

- ・ 販売する商品は、「いわき常磐もの」ロゴマークのある商品を取り扱う。ロゴマークがない商品については、「いわき常磐もの」ロゴシールを受託者が貼付して陳列する。

なお、商品貼付用ステッカーの制作も含めた業務委託とし、制作費用は事業費内で対応する。

- ・ 店頭には「いわき常磐もの」の魅力や安全性を伝えるパネルや観光パンフレット等を設置し、本市の魅力を伝える。
- ・ 商品の仕入れやスタッフ、会場、設備機器、商材等の準備に関しては、受託者が対応するものとする。

(4) 海外の量販店等でのフェア開催

① 実施概要

未だ輸入規制がなされている地域への輸出の足掛かりとする目的に、水産物の輸入規制を行っていない海外の量販店等において「いわき常磐ものフェア」を開催し、水産物のイメージを向上させるとともに本市の魅力を世界に発信する。

② 実施期間

令和9年2月28日までの期間中延べ3店日以上

※ 1店舗で1日フェアを行った日を1店日とカウントし、総計3店日を実施期間の下限として行うこと。

③ 実施店舗

海外の量販店等 1 店舗以上

④ 販売商品

「いわき常磐もの」（鮮魚・冷凍・加工品・惣菜等）

⑤ その他

ア 販売する商品は、「いわき常磐もの」ロゴマークのある商品を取り扱う。ロゴマークがない商品については、「いわき常磐もの」ロゴシールを受託者が貼付して陳列する。

なお、商品貼付用ステッカーの制作も含めた業務委託とし、制作費用は事業費内で対応する。

イ 商品の仕入れやスタッフ、会場、設備機器、商材等の準備に関しては、受託者が対応するものとする。

ウ 推奨販売員の配置

「いわき常磐もの」の魅力や価値、本市の魅力を消費者に直接伝えることができる推奨販売員を期間中延べ3名以上配置する。

なお、販売員については、訴求効果を高めるため安全性や魅力、特徴等に関する研修を実施すること。

エ フェアを実施する店舗のうち、訴求効果の高い店舗において、実演販売や解体ショー等、集客、購買に繋がるインストアプロモーションを期間中1回以上実施する。

オ SNSによる情報発信をフェア開始時に2回以上行う。

カ 消費者を対象としたアンケートにより、いわき常磐ものの印象等を調査することとし、有効回答数は100件以上とする。

キ いわき常磐ものの輸出

いわき常磐ものを輸出する場合は、市内事業者、輸入事業者及び卸売業者等と連携の上、輸出が可能な商品を手配し輸出すること。

また、フェア実施にあたり必要な資材等の手配及び輸送（現地での保管及び会場搬入を含む）についても、市内事業者、輸出入事業者等と連携の上行うこと。

(5) その他

「いわき常磐もの」オリジナルグッズや「いわき常磐もの」等のプレゼントを作成し、(1)、(3)の期間中にSNSで情報発信をしていただいた方等に抽選で配布することで、話題性や認知度向上を目指す。

なお、プレゼント企画参加者による合計SNS発信数は1,000件以上とする。

上記、(1)～(5)については、販路拡大、定着に向けた費用対効果を意識し、フェア開催時の一過性の取り引きに留まらない継続流通を目指した効果が最大化する提案をすること。

(6) 調査分析及び次年度施策の企画提案

本事業の実績等聞き取り確認、報告及び分析を行うこと。

受託者は聞き取りした実績等、本事業により得られた各種データを基に事業分析

し、次年度以降における「いわき常磐もの」の効果的なプロモーション手法を企画・提案すること。

なお、事業実施期間中も定期的に効果測定を実施し、必要に応じて都度戦略の見直しや修正を実施し、ブランディング効果の最大化を図ること。

(7) 独自提案事項について

上記(1)～(4)の必要提案事項と連動して、「いわき常磐もの」の継続流通・販路定着に繋がる委託業務全体の効果を高められる独自提案事項がある場合には、企画提案をすること。但し、実施に要する経費は、必要提案事項に要する経費と併せて、委託料の上限の範囲内とする。

【独自提案に当たっての留意事項】

企画提案書には、独自提案事項であることを判別しやすく示すこと。

また、独自提案事項の理由やイメージ、コンセプト、それを実現するための方法等を具体的に記載すること。

6 提出書類

受託者は、次の号に掲げる書類を委託者が指定する日まで提出しなければならない。

(1) 着手届（事業着手後、直ちに提出）

(2) 完了届（事業終了後、直ちに提出）

(3) 業務完了報告書

受託者は、本業務終了後、速やかに、契約書に規定する業務完了報告書を提出すること。同報告書については、事業の実施内容と併せて、本業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

(4) 成果品

本業務における成果品は、次表のとおりとする。

成果品は、加工が可能な形式により電子データで納品すること。

No.	成果品	数量	納期
(1)飲食店を活用したプロモーション			
1	実績報告書 事業概要、いわき常磐ものメニュー提供食数、来店者数、担当者（バイヤー・料理人・催事担当等）の反応、消費者の反応等についてまとめる。	1式	業務完了時
(2)バイヤー招聘試食商談会の開催			
1	実績報告書 事業概要、参加バイヤー数、出展事業者数、商談結果、参加者（バイヤー、出展事業者等）の反応等についてまとめる。	1式	業務完了時
2	商談の進捗状況報告	1式	試食商談会後30日以内
(3)スーパーマーケット等でのフェア開催及び常設売場の設置			

1	【フェア開催】 実績報告書 事業概要、いわき常磐もの販売実績、担当者（バイヤー、催事担当等）の反応、消費者の反応等についてまとめる。	1式	業務完了時
2	【常設売場の設置】 実績報告書 事業概要、いわき常磐もの販売実績、担当者（バイヤー、催事担当等）の反応、消費者の反応等についてまとめる。	1式	業務完了時
(4)海外の量販店等でのフェア開催			
1	実績報告書 事業概要、いわき常磐もの販売実績、担当者（バイヤー、催事担当等）の反応、消費者アンケート結果等についてまとめる。	1式	業務完了時
(5)調査分析及び次年度施策の企画提案			
1	調査分析結果報告書 本事業により得られた各種データを活用した効果測定や今後の改善策の提案、市内水産事業者からバイヤー、レストラン、及びスーパーマーケット等、海外量販店等へ流通させる効果的なプロセスの提案を含めた報告を行うもの。	1式	業務完了時
(6)その他			
1	業務工程表 キックオフミーティング（契約締結後14日以内に開催）、定期進捗報告ミーティング（月に1回程度開催）を工程に含める。 なお、ミーティングはオンラインを可とする。	1式	契約締結後14日以内
2	チラシ作成 「いわき常磐もの」の定義や魅力を伝えるチラシを作成する。 なお、フェア告知やメニュー表等を兼ねたものも可とする。	1式	各業務開催前
3	協議録	1式	協議実施後7日以内
4	経費処理に係る信憑資料 請求書、領収書を含む。	1式	業務完了時

(5) その他必要と認める書類

7 委託業務限度額

25,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

8 特記事項

(1) 著作権等

本業務の実施により生じた著作物に関する著作権は全て本市に帰属するものとし、その利用及び再編集は本市において自由に行うことができるものとする。

(2) 機密保持等

受託者は、本仕様書に定めるところのほか、いわき市個人情報保護条例、その他関係法令を遵守するものとする。

(3) 再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先との業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、市の承諾を得なければならない。

(4) その他

- ① 本仕様書に疑義が生じた場合、委託者と受託者が協議のうえ委託業務を遂行するものとする。
- ② 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。